

杏林大学における公的研究費の不正防止計画

制定 平成19年10月15日
改正 平成20年 4月 1日
平成21年 8月 1日

本学において公的研究費の適正な使用を徹底するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（18文科科第829号）において要請されている「不正防止計画」を作成し、以下の内容について実施するものとする。

1. 公的研究費の不正防止に向けた管理運営体制の整備

平成20年4月から、公的研究費の不正防止に向けた管理・運営体制を整備し、不正防止計画を策定し、公的研究費の不正防止に努める。

2. 不正防止に向けた項目の実施

以下の項目を平成20年4月以降速やかに実施する。

(1) 物品検収の確実な実施

本学に納入されるすべての物品検収は、三鷹キャンパスは公的資金企画管理課の職員、八王子キャンパスは八王子事務部庶務課内の研究支援担当の職員が実施する。なお、これまで三鷹キャンパスにおいて実施している研究者発注、教室員指名職員による検収は認めないこととする。また、新たな検収を適切に受けていない場合には、取引停止等の措置を講じるものとする。

物品検収の事務の流れについては、学内の関係者及び納入業者に対して周知徹底を図ることとする。

(2) 旅費の事実確認

出張者が「会合報告（記録）書」又は「出張報告（記録）書」を作成するにあたり、用務内容によって新たに次の手続きを行うこととする。

- ① 研究打合せ等の用務で出張した場合は、「会合報告（記録）書」に打合せの相手方の所属・氏名を記述すること。
 - ② 学会出席等の用務で出張した場合は、「出張報告（記録）書」に参加証及び大会要旨又は当日配布される資料の一部を添付すること。
- ①、②に基づき、無作為抽出による事実確認を不定期に実施する。

(3) 謝金の事実確認

研究補助等の従事者本人が、業務終了の都度、出勤簿を三鷹キャンパスは公的資金企画管理課、八王子キャンパスは八王子事務部庶務課内の研究支援担当に提出することとし、業務内容等について従事者本人から直接、事実を担当者が確認することとする。また、公的資金企画管理課又は八王子事務部庶務課内の研究支援担当は無作為抽出による勤務状況の事実確認を不定期に実施する。

(4) 研究者によるルールの遵守

公的研究費に採択された研究者から、関係ルールを遵守する旨の誓約書を求める。

(5) 内部監査体制の強化

適正な事務処理の執行を行うために、本学事務部及び経理部が中心とした内部監査を不定期に行うこととする。特に研究資金の受け入れ金額の多い箇所の取引記録の監査を集中的に実施する。また、監査報告結果は毎年取りまとめ、学内に周知を図る。

(6) 告発を受け入れる体制の整備

研究費不正の告発の受け入れについては、「杏林大学における公的研究費の不正に係る調査の手続き等に関する取扱要綱」により、大学事務部を窓口とする。

なお、窓口と併せて、告発者を保護するためのルールについても学内外に周知徹底を図る。

(7) 告発案件処理システムの整備

告発が受け入れられた場合、「杏林大学における公的研究費の不正に係る調査の手続き等に関する取扱要綱」に基づき、学長は速やかに事案毎に不正調査委員会を設置する。なお、不正があったと認めた場合には関係府省庁等に報告を行うとともに、懲戒処分等の適正な措置を講ずるものとする。

(8) 教職員へのコンプライアンス（法令遵守）の徹底

公的研究費の不正防止のため、上記（1）～（7）に基づき、新たに設けられる学内諸規程等の内容について、周知を図るための説明会等を実施する。

3. 不正防止計画の改正に向けて

今後は、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、計画の変更により、同計画の見直しを行うものとする。

附 則

この計画は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この計画は、平成21年8月1日より施行する。